

## 一般競争入札の実施について

事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市一般競争入札等実施要綱（平成11年3月30日決裁）第6条及び岐阜市事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により公告します。

令和元年9月10日

岐阜市長 柴橋正直

### 記

#### 1 一般競争入札に付する事項

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 工事（件）名   | 岐阜市中央卸売市場屋内・外便所改修工事   |
| (2) 目的場所     | 岐阜市茜部新所2丁目5番地   |
| (3) 完成（完了）期日 | 令和2年2月13日   |
| (4) 契約の種類    | 請負契約  |
| (5) 余裕期間の有無  | 有   |
| (6) 工事着手日    | 令和元年10月19日  |
| (7) 概要       | (1) 屋内便所改修工事 一式<br>No. 1-7屋内便所改修工事<br>No. 1-8屋内便所改修工事<br>No. 2-8屋内便所改修工事<br>(2) 屋外便所改修工事 一式<br>No. 1-1屋外便所改修工事<br>No. 2-2屋外便所改修工事<br>(3) 電気設備工事 一式<br>(4) 機械設備工事 一式 |

#### 2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。  
ただし、本店が、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (2) 建築工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。  
ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録さ

れている本店において該当業種の許可を受けていること。

- (3) 岐阜市建設工事成績評定要領（平成16年4月1日決裁）に基づく工事成績評定  
点の基準に係る工事の種類は、建築一式工事とする。
- (4) 経営事項審査結果通知書に記載の建築一式工事の総合評定値及び主観点数の  
合計が700点以上であること。
- (5) 平成21年度以降に、単独企業又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比  
率30%以上の構成員として、次の①又は②の建築工事の元請施工実績（ただ  
し、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡しの済んだ  
工事とする。）を有すること。
  - ① 新築（建築基準法（昭和25年法律第201号）上の改築を含む。）又は  
増築工事で、請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じ  
た額）が3,700万円以上であること。
  - ② 耐震改修又はその他改修工事で、請負金額（共同企業体受注の場合、請負  
金額に出資比率を乗じた額）が1,900万円以上であること。
- (6) 現場代理人及び次の条件を全て満たす主任技術者を本工事に配置できること。  
なお、現場代理人は、主任技術者を兼ねることができる。
  - ① 建築一式工事に係る主任技術者の資格を有すること。
  - ② 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

### 3 一般競争入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年9月27日（金） 午前9時00分
- (2) 場 所 岐阜市今沢町18番地 岐阜市役所行政部契約課
- (3) 電子入札システムの応札期間  
令和元年9月25日（水）午前9時から令和元年9月26日（木）午後4時まで  
（電子入札運用時間に限る。）

4 前払金の有無 有

5 予定価格 36,234,000円  
（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

### 6 最低制限価格

本件は、岐阜市最低制限価格制度実施試行要領（平成23年3月31日決裁）第2条  
に規定する対象工事である。

## 7 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認申請書の提出

申請書受付期間 令和元年9月10日(火)から令和元年9月17日(火)まで

## 8 質疑応答

(1) 質問書提出期間 令和元年9月10日(火)から令和元年9月17日(火)まで

(2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、令和元年9月20日(金)までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

## 9 その他

(1) 入札書等の提出については、次のとおりとする。

① 一般競争入札参加資格確認申請書、入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより提出することが難しい者は、発注者が認めた場合に限り、持参による提出を認める。

② 設計図書等の資料は電子入札システムにて供与するものとし、質問書は契約課窓口へ提出すること。

(2) 契約の締結後、法令の改正等により消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(3) その他、特記の無い事項については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。